

## 一宮町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

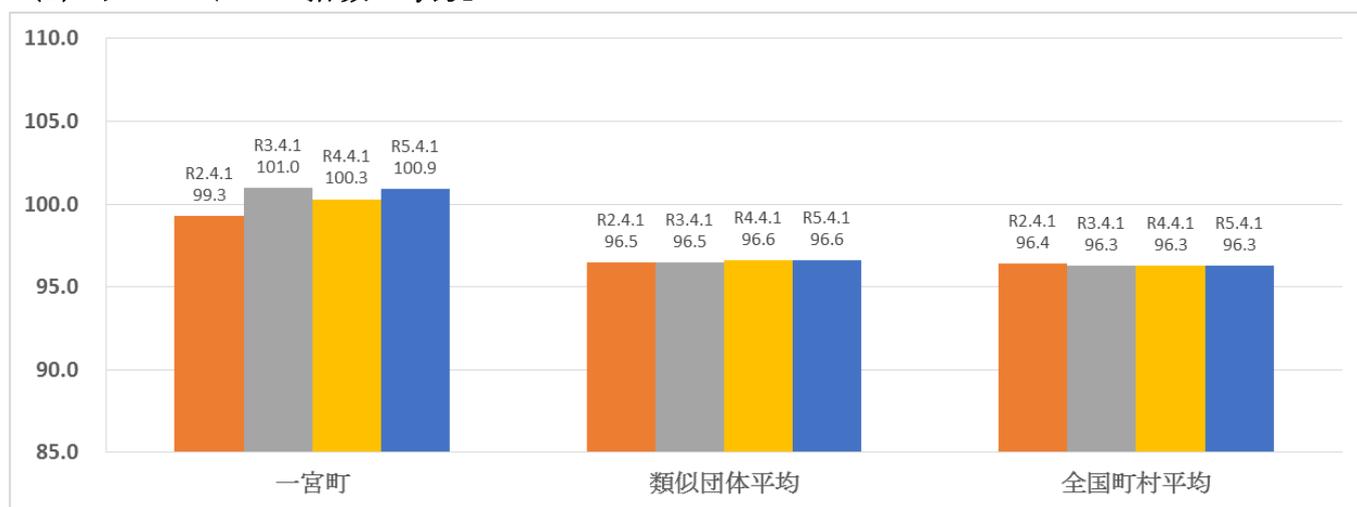
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	12,304	5,429,730	129,733	1,145,397	21.1	19.2

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	123	465,427	51,167	178,202	694,796	5,649	5,614

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

・ 職員構成（経験年数階層）によるもの。

国家公務員では高卒程度の職員が管理職になることが稀であるが、本町では高卒であっても職務遂行能力が高い職員は管理職（課長等）に登用している。管理職に登用することで、給料表の級が上がり、昇格した分給料月額も増額となる。

結果、経験年数30年以上の高卒職員に係る指数の水準が国に比べて高く、全体のラスパイレス指数を押し上げている原因の一つになっている。

(4) 給与改定の状況 ※町で人事委員会を設置していないため作成なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） 一般行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、行政職給料表で平均2.1%、最大4.1%の引下げを実施。

若年層については引下げせずに、高齢層について引下げを実施。また、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 予定なし  
(実施時期) 予定なし  
(参考)

	各年度の支給割合										
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		4月1日 時点	遡及 改定後								
国基準に よる支給 割合	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%
一宮町の 支給割合	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。  
(平成27年4月1日実施)

(6)特記事項 なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢		平均給料月額		平均給与月額		平均給与月額 (国比較ベース)	
一宮町	40.4	歳	314,200	円	342,800	円	333,283	円
千葉県	40.0	歳	303,122	円	405,893	円	355,779	円
国	42.4	歳	322,487	円	404,015	円	—	円
類似団体	41.8	歳	306,481	円	363,479	円	332,045	円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
一宮町	54.3歳	5人	245,200円	253,000円	251,200円	—	—	—	—
うち用務員									
うち学校調理員	52.9歳	3人	255,000円	266,366円	265,033円	調理士	45.5歳	260,000円	1.02
うちその他調理員									
千葉県	52.6歳	303人	298,707円	355,761円	334,780円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	329,178円	—	—	—	—	—
類似団体						—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
一宮町	—	—	—
うち用務員	—	—	—
うち学校調理員	4,342,600円	3,483,900円	1.25
うちその他調理員	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(5年4月1日現在)

区分		一宮町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	191,700円	191,700円	185,200円
	高校卒	158,900円	158,900円	154,600円
技能労務職	高校卒	—	156,800円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(5年4月1日現在)

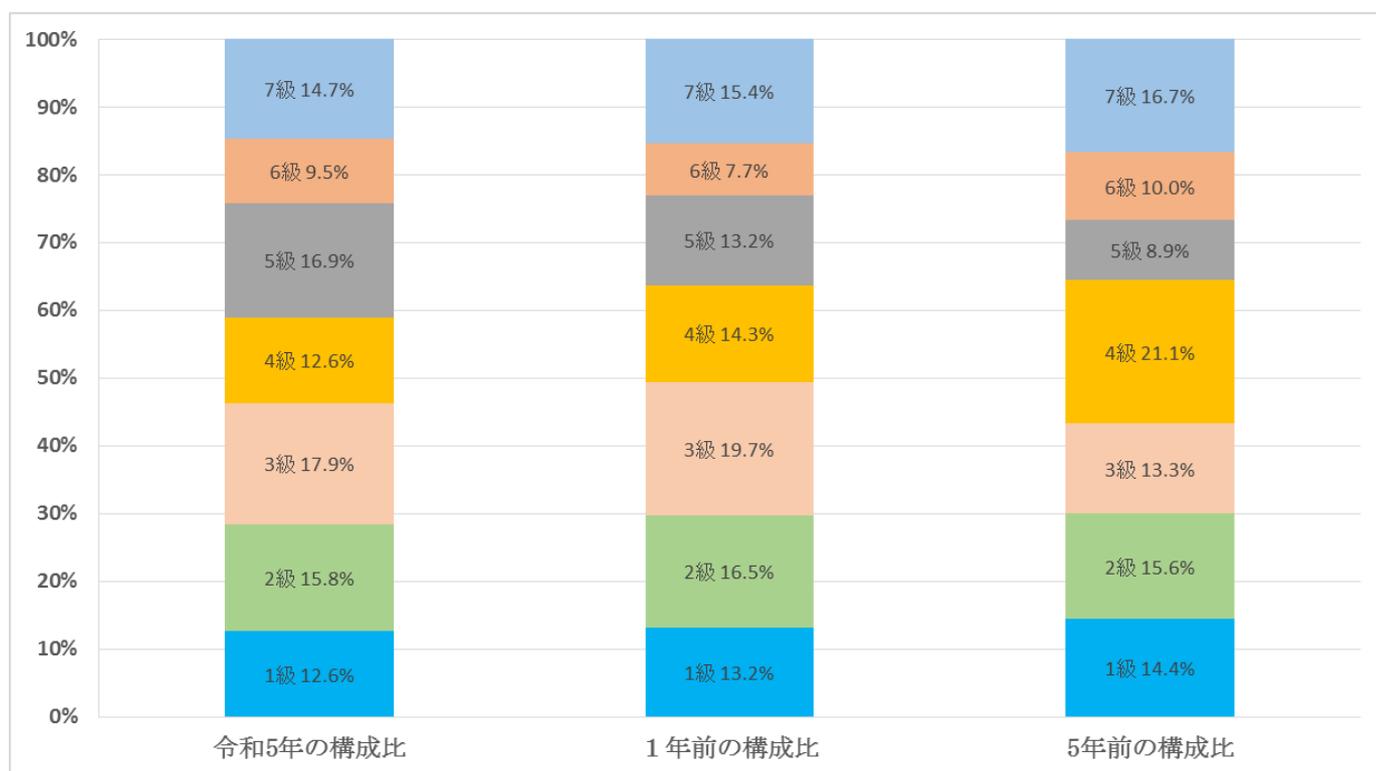
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,400円	363,200円	404,200円	406,900円
	高校卒	—	292,600円	360,500円	416,400円
技能労務職	高校卒	—	—	—	256,100円
	中学卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

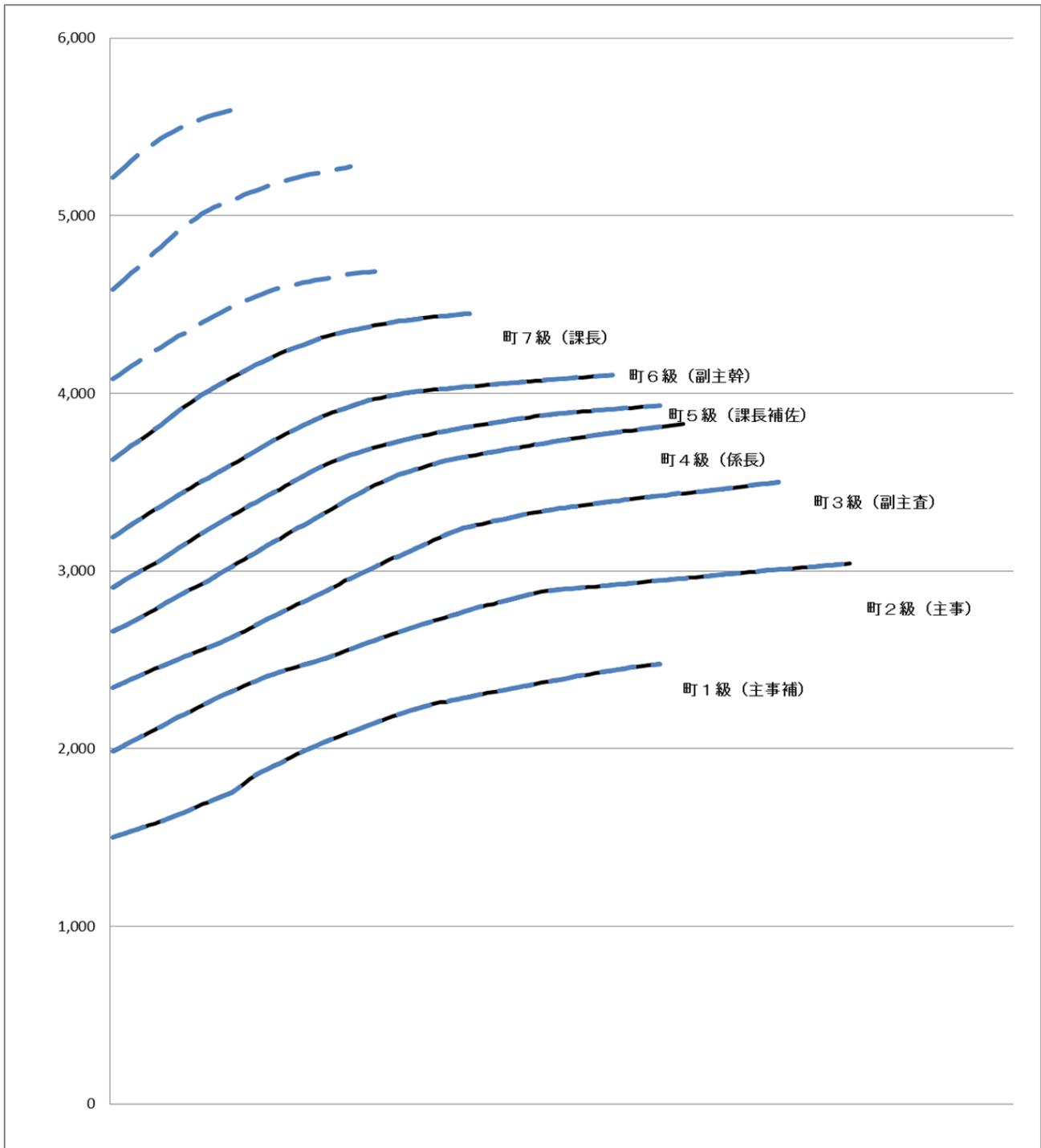
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	課長・主幹又はこれに相当する職務	人	%	円	円
		14	14.7	362,900	444,900
6級	副主幹又はこれに相当する職務	人	%	円	円
		9	9.5	319,200	410,200
5級	主査又はこれに相当する職務	人	%	円	円
		16	16.9	290,700	393,000
4級	主査補又はこれに相当する職務	人	%	円	円
		12	12.6	266,000	382,600
3級	副主査の職務	人	%	円	円
		17	17.9	234,400	350,000
2級	主事又は技師の職務	人	%	円	円
		15	15.8	198,500	304,200
1級	主事補又は技師補の職務	人	%	円	円
		12	12.6	150,100	247,600

- (注) 1 一宮町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（一宮町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
上位、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

一宮町		千葉県		国	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)		—	
1,463	千円	1,685	千円		
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
( 1.35 )月分	( 0.95 )月分	( 1.35 )月分	( 0.95 )月分	( 1.35 )月分	( 0.95 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%	・役職加算	5~20 %	・役職加算	5~20 %
・管理職加算	—	・管理職加算	15~25 %	・管理職加算	10~25 %

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（一宮町）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
上位、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和7年度		令和7年度	

(2) 退職手当（5年4月1日現在）

一宮町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~45%	
1人当たり平均支給額	4,029 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	0 %	— 人	0 %

(4) 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		0	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		0	%	
手当の種類(手当数)		3件		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に 対する支給単価
防疫作業手当			円	日額1,000円
行旅病者取扱手当			円	日額 500円
行旅死亡者処理手当			円	日額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	12,495 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	146 千円
支給実績(令和3年度決算)	13,368 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	197 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)	
扶養手当	○配偶者	6,500 円	同じ	—	9,184千円	195,404円
	○子	10,000 円				
	○父・母等	6,500 円				
	○特定扶養					
	・16歳から22歳までの子に 加算	5,000 円				
住居手当	○借家の場合(家賃16,000 円を 超える場合に限る)	同じ	—	6,477千円	281,576円	
	家賃の額に応じて、 28,000 円を限度に支給					
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 全額支給	異	使用距離 区分	5,757千円	72,865円	
	○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000 円 ～33,100 円を支給					
宿日直手当	○勤務1回につき	4,400 円	同じ	—	—	
管理職手当	○課長等	55,000 円	異	9,125千円	608,333円	
	○主幹等	35,000 円				

**5 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）**

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	788,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		( — 円 )	855,000 円/	513,100 円
報 酬	副 町 長	639,000 円		
		( — 円 )	680,000 円/	476,000 円
報 酬	議 長	284,000 円		
		( — 円 )	408,000 円/	218,000 円
	副 議 長	237,000 円		
報 酬		( — 円 )	342,000 円/	174,000 円
	議 員	213,000 円		
報 酬		( — 円 )	323,000 円/	156,000 円
	町 長 副 町 長	(令和4年度支給割合) 4.40 月分		
期 末 手 当	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 4.40 月分		
	町 長 副 町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
退 職 手 当	町 長	給料月額×在職月数×35/100	13,238,400 円	任期ごと
	副 町 長	給料月額×在職月数×25/100	7,668,000 円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

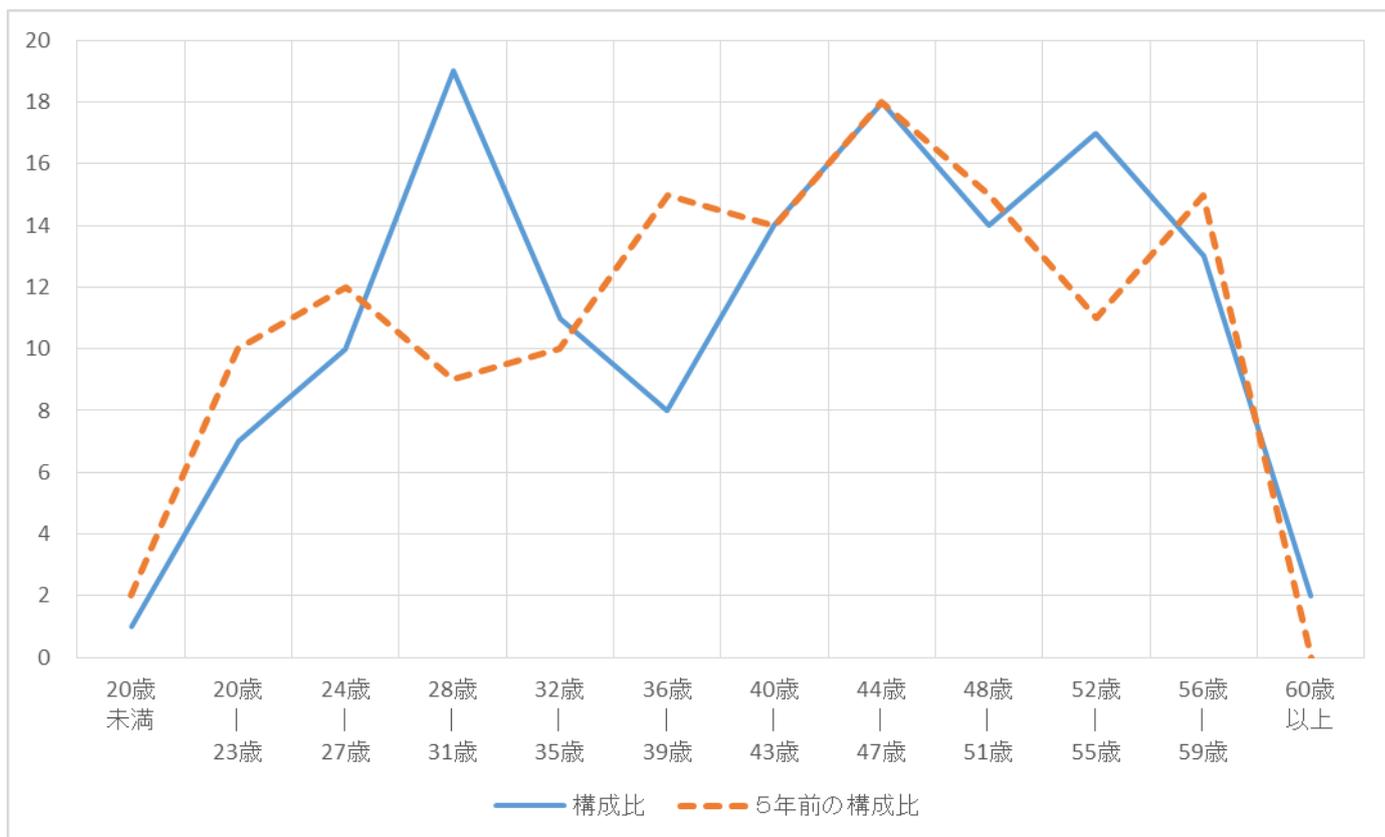
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2人	2人	0人	
		総務	31人	31人	0人	
		税務	10人	9人	-1人	業務量に応じて減員
		農林水産	8人	8人	0人	
		商工	3人	3人	0人	
		土木	7人	7人	0人	
		民生	32人	32人	0人	
		衛生	12人	12人	0人	
	計	105人	104人	-1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.53 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.02 人)	
	教育部門	17人	19人	2人	業務量に応じて増員	
	消防部門					
	小計	122人	123人	1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.97 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 106.97 人)	
	公営企業等	下水道	1人	1人	0人	
その他		10人	10人	0人		
小計		11人	11人	0人		
合計				<参考>		
		133人	134人	1人		
		[ 155人 ]	[ 155人 ]	[ 0 ]	人口1万人当たり職員数 107.74 人)	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（5年4月1日現在）



(3) 職員数の推移

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	10人	19人	11人	8人	14人	18人	14人	17人	13人	2人	134人

(単位：人・%)

部門	年度						過去5年間の増減数(率)
	30年	31年	2年	3年	4年	5年	
一般行政	103	105	105	104	105	104	1 (0.97%)
教育	18	16	16	16	17	19	1 (5.6%)
普通会計計	121	121	121	120	122	123	2 (1.7%)
公営企業会計計	10	10	11	11	11	11	1 (10%)
総合計	131	131	132	131	133	134	3 (2.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 下水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円	千円	千円	%	%
	44,053	14,792	6,125	13.9	8.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 681 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	1	3,953	219	1,522	5,694	5,694	5,936

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

区分	平均年齢		基本給		平均月収額	
一宮町	27	歳	212,400	円	304,013	円
団体平均	27	歳	212,400	円	304,013	円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

一宮町		一宮町(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,522	千円	1,463	千円
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	2.00月分	2.40月分	2.00月分
( 1.35 )月分	( 0.95 )月分	( 1.35 )月分	( 0.95 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	
・管理職加算 —		・管理職加算 —	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（5年4月1日現在）

一宮町			一宮町(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	4,029 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)				—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)				—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)		
—	0 %	— 人	0 %		

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		0 %		
手当の種類(手当数)		3件		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(4年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当			円	日額1,000円
行旅病者取扱手当			円	日額 500円
行旅死亡者処理手当			円	日額1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	7 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	7 千円
支給実績(令和3年度決算)	42 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	42 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500 円	同じ	-	0千円	0円
	○子 10,000 円				
	○父・母等 6,500 円				
	○特定扶養				
	・16歳から22歳までの子に加算 5,000 円				
住居手当	○借家の場合(家賃16,000 円を 超える場合に限る)	同じ	-	0千円	0円
	家賃の額に応じて、 28,000 円を限度に支給				
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 全額支給	異	使用距離 区分	219千円	218,040円
	○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000 円 ~33,100 円を支給				
宿日直手当	○勤務1回につき 4,400 円	同じ	-	-	-
管理職手当	○課長等 55,000 円	異		0千円	0円
	○主幹等 35,000 円				